

板橋区用地取得等調整会議設置要綱

(昭和56年6月18日区長決定)
(平成4年11月5日一部改正)
(平成8年4月1日組織改正)
(平成15年4月1日組織改正)
(平成15年12月10日一部改正)
(平成19年2月8日一部改正)
(平成19年4月1日組織改正)
(平成27年4月1日組織改正)
(平成29年4月25日一部改正)
(平成30年4月1日組織改正)
(令和3年4月1日組織改正)
(令和8年4月1日組織改正)

(設置)

第1条 区民が快適で文化的な生活を営むことができるまちづくりを目指し、適切かつ計画的に用地又は施設を確保するとともに、区保有地又は区保有施設について適正な管理運用を図るため、板橋区用地取得等調整会議（以下「調整会議」と言う。）を置く。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 施設整備又は適切な環境保全のため、取得又は借用を行う用地又は施設の選定
- (2) 用地又は施設の取得、借用、売却若しくは貸付事務に関する進行管理
- (3) 区保有地又は区保有施設の利用又は処分等に関する調整

(組織)

第3条 調整会議は、次の職にある者をもって構成し、議長は、政策経営部担任の副区長の職にある者とする。

- (1) 副区長
- (2) 政策経営部長
- (3) 総務部長

2 調整会議で決定する内容を検討する検討部会を設置することができる。

(幹事)

第4条 調整会議に幹事を置く。幹事は次の職にある者をもってあて、議長の命を受けて用地取得関連事務を整理する。

- (1) 政策経営部政策企画課長

- (2) 政策経営部経営戦略課長
- (3) 政策経営部財政課長
- (4) 政策経営部施設経営課長
- (5) 総務部総務課長
- (6) 総務部契約管財課長
- (7) 板橋区土地開発公社常務理事

(招集)

第5条 調整会議は、議長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときには、関係部長の職にある者を臨時に調整会議の構成員とすることができる。

(付議事案)

第7条 調整会議に付議する事案は、次の各号のとおりとする。

- (1) 区民の福祉に重大な影響のある事案
- (2) 予算規模または後年度負担が大きい事案
- (3) 資産の適正な管理運用の観点から調整が必要な事案
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が付議すべきと認める事案

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、政策経営部政策企画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか調整会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

付則

- 1 この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 高島平保有地利用要綱（昭和54年5月22日施行）は、廃止する。

付則

この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成15年12月10日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。（組織改正）

付則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(組織改正)

付則

この要綱の一部改正は、平成29年4月25日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。(組織改正)

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。(組織改正)

付則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。(組織改正)